(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

(24) 登録日 平成29年9月1日 (2017.9.1)

特許第6200256号

(P6200256)

(45) 発行日 平成29年9月20日(2017.9.20)

(19) 日本国特許庁(JP)

(51) Int.Cl.			FΙ		
HO1J	65/04	(2006.01)	HO1 J	65/04	В
HO5K	9/00	(2006.01)	HO5K	9/00	Р
F21S	2/00	(2016.01)	F 2 1 S	2/00	311
F 2 1 Y	101/00	(2016.01)	$F \ge 1 Y$	101:00	300

請求項の数 7 (全 17 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2013-200951 (P2013-200951) 平成25年9月27日 (2013.9.27)	(73)特許権者	章 000003388 東京計器株式会社
(65) 公開番号	特開2015-69740 (P2015-69740A)	(= 0) (= 31) (= 1)	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
(43)公開日	平成27年4月13日 (2015.4.13)	(73)特許権者	F 509204127
審査請求日	平成28年8月29日 (2016.8.29)		株式会社プラズマアプリケーションズ
			静岡県浜松市西区大人見町12番地の30
		(74) 代理人	110000408
			特許業務法人高橋・林アンドパートナーズ
		(72)発明者	松永 基
			東京都大田区南蒲田二丁目十六番四十六号
			東京計器株式会社内
		(72)発明者	玉木 耕生
			東京都大田区南蒲田二丁目十六番四十六号
			東京計器株式会社内
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 放電ランプ装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

電磁波発生部と、

電磁波電界を形成して発光する放電ランプと、

前記電磁波発生部から前記放電ランプに電磁波を導く同軸導波管と、

前記放電ランプを包囲する電磁波遮断部と、を有し、

前記電磁波遮断部は、前記同軸導波管の軸方向に伸びる複数の導電性部材によって<u>直径</u> (mm)の筒状に形成され、

前記電磁波遮断部の前記放電ランプを含まない部分の長さは前記電磁波の波長 (mm))の4分の1以上であり、

10

前記と前記とは、 < /1.705の関係を満たす、

ことを特徴とする放電灯装置。

【請求項2】

前記放電ランプは、アンテナ励起型マイクロ波放電ランプであり、

前記電磁波遮断部は、前記アンテナ励起型マイクロ波放電ランプのアンテナ軸と、前記 電磁波遮断部の軸が、同方向になるように設置される、

ことを特徴とする、請求項1に記載の放電灯装置。

【請求項3】

前記電磁波遮断部は円筒状に形成され、

F は前記電磁波の周波数<u>(GHz)</u>であり、

前記 F 及び前記 は、

F = 300と表現されるときの、1.705 < 300/F

を満たすことを特徴とする、請求項1又は2に記載の放電灯装置。

【請求項4】

前記電磁波遮断部の周方向の開口率が91%以下であることを特徴とする、請求項3に記載の放電灯装置。

【請求項5】

前記導電性部材の比透磁率が1.1以下であることを特徴とする、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の放電灯装置。

【請求項6】

10

30

前記導電性部材は鏡面状に形成されていることを特徴とする、請求項1乃至5のいずれか1項に記載の放電灯装置。

【請求項7】

前記放電ランプ及び前記電磁波遮断部が反射ミラー内部に設置されることを特徴とする、請求項1乃至6のいずれか1項に記載の放電灯装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、放電ランプ装置に属し、より詳細には、放電ランプを包囲する電磁波遮断部 20 に関する。

【背景技術】

[0002]

近年、マイクロ波放電ランプ装置の開発が盛んになってきている。高発光効率と長寿命 化を実現したアンテナ励起型マイクロ波放電ランプとして、特許文献1に示すものが知ら れている。

[0003]

マイクロ波は放電ランプの発光現象に寄与するが、その一部は電磁波として外部へ放射 される。このような漏洩電磁波は、他の電子機器に悪影響を及ぼすため、一定量以下に遮 蔽する必要がある。漏洩電磁波を遮蔽する手段としては、例えば特許文献2に示すように 、メッシュ状の部材で放電ランプを全て覆うタイプのものが一般的である。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【特許文献1】特許第4714868号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 2 - 2 7 9 9 3 8 公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

しかしながら、従来の放電ランプ装置に用いられている電磁波遮蔽メッシュは、正方形 40 等の細かい網目状となっており、放電ランプの放射光も遮蔽してしまうという問題があっ た。また、従来の電磁波遮蔽メッシュは、放電ランプを全て覆うために天井部が必要であ り、天井部の加工成形が複雑になるという問題もあった。

【 0 0 0 6 】

本発明は、上述の課題を鑑みてなされたものであり、放電ランプからの電磁波漏洩を遮 蔽するとともに、放射光の遮蔽が少なく、天井部が不要な電磁波遮断部を有する放電ラン プ装置を提供することを課題とする。

【 0 0 0 7 】

さらに、本発明は、電磁波漏洩を遮蔽するとともに、放電ランプの光束を増加させる機 能を備えた電磁波遮断部を有する放電ランプ装置を提供することも、その課題とする。

20

【課題を解決するための手段】

[0008]

本発明の一実施形態によると、電磁波発生部と、電磁波電界を形成して発光する放電ラ ンプと、電磁波発生部から放電ランプに電磁波を導く同軸導波管と、放電ランプを包囲す る電磁波遮断部とを有し、電磁波遮断部は、同軸導波管の軸方向に伸びる複数の導電性部 材によって筒状に形成され、電磁波遮断部の放電ランプを含まない部分の長さは電磁波の 波長の4分の1以上であることを特徴とする放電灯装置が提供される。

【0009】

本発明の一実施形態に係る放電灯装置は、放電ランプがアンテナ励起型マイクロ波放電 ランプであるのが好ましい。また、本発明の一実施形態に係る放電灯装置では、電磁波遮 ¹⁰ 断部は、アンテナ励起型マイクロ波放電ランプのアンテナ軸と、電磁波遮断部の軸が、同 方向になるように設置されることが好ましい。

[0010]

本発明の一実施形態に係る放電灯装置は、電磁波遮断部が円筒状に形成されてもよく、 Fを電磁波の周波数とし、 を電磁波遮断部の直径としたとき、F及び は、 1.70 5 < 300/F を満たすことが好ましい。

[0011]

本発明の一実施形態に係る放電灯装置は、電磁波遮断部の周方向の開口率が91%以下 であってもよい。

[0012]

本発明の一実施形態に係る放電灯装置は、導電性部材の比透磁率が1.1以下であってもよい。

【0013】

本発明の一実施形態に係る放電灯装置は、導電性部材が鏡面状に形成されてもよい。

(0014**)**

本発明の一実施形態に係る放電灯装置は、放電ランプ及び電磁波遮断部が反射ミラー内部に設置されてもよい。

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、電磁波漏洩を遮蔽するとともに、放射光の遮蔽が少なく、天井部が不 ³⁰ 要であり、放電ランプの光束を増加させることのできる電磁波遮断部及びそれを用いた放 電ランプ装置を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

[0016]

【図1】本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の概要図である。

【図2】本発明の一実施形態に係る放電ランプ10とラーンチャ20を設置した場合の、 電界分布のシミュレーション図である。

【図3】本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の、電磁波遮断部50の斜視図である。

【図4】本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の、電磁波遮断部50の側面図である 40。

【図5】本発明の一実施形態に係る放電ランプ10の放射光強度と、電磁波遮断部50の 有無及び直径との関係を示したグラフである。

【図6a】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の構造と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したシミュレーション 図であり、FullMeshのシミュレーション結果を示したものである。

【図6b】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の構造と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したシミュレーション 図であり、TrialMesh1のシミュレーション結果を示したものである。

【図6c】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の構造と、電磁波漏洩との関係に 50

ついて、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したシミュレーション 図であり、TrialMesh2のシミュレーション結果を示したものである。 【図6d】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の構造と、電磁波漏洩との関係に ついて、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したシミュレーション 図であり、TrialMesh3のシミュレーション結果を示したものである。 【図6e】[図6a]~[図6d]の表示色と、電界強度との関係を示した図である。 【図7a】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の長さと、電磁遮蔽特性との関係 について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したシミュレーショ ン図であり、TrialMesh4のシミュレーション結果を示したものである。 【図7b】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の長さと、電磁遮蔽特性との関係 について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したシミュレーショ ン図であり、TrialMesh4のシミュレーション結果を示したものである。 【図7b】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50を構成する導電性部材51の線幅 、本数および直径と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータ

HFSSを用いて計算したシミュレーションにおいて、計算で使用したモデル図である。 【図8b】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50を構成する導電性部材51の線幅 、本数および直径と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータ HFSSを用いて計算したシミュレーション図であり、台812の直径 を18mmに設 定した場合のシミュレーション結果である。

【図8c】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50を構成する導電性部材51の線幅 20 、本数および直径と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータ HFSSを用いて計算したシミュレーション図であり、台812の直径 を22mmに設 定した場合のシミュレーション結果である。

【図8d】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50を構成する導電性部材51の線幅 、本数および直径と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータ HFSSを用いて計算したシミュレーション図であり、台812の直径 を30mmに設 定した場合のシミュレーション結果である。

【図8e】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50を構成する導電性部材51の線幅、本数および直径と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータ HFSSを用いて計算したシミュレーション図であり、台812の直径 を40mmに設 定した場合のシミュレーション結果である。

30

10

【図9a】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部を構成する導電性部材の導電率及び比 透磁率と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを 用いて計算したシミュレーション図である。

【図9b】導電性部材の導電率と比透磁率との関係を示した表である。

【図10a】本発明の一実施形態における電磁波遮断部の光反射率と、電磁波遮断部から 外に放出される光の強さとの関係を計算したものであり、計算の対象とした電磁波遮断部 の概要を示したものである。

【図10b】本発明の一実施形態における電磁波遮断部の光反射率と、電磁波遮断部から 外に放出される光の強さとの関係を計算したものであり、設定した光源920を示したも ⁴⁰ のである。

【図10c】本発明の一実施形態における電磁波遮断部の光反射率と、電磁波遮断部から 外に放出される光の強さとの関係を計算した結果を示したものである。

【図11】本発明の一実施形態に係る電磁波遮断部50の具体例である。

【図12】本発明の一実施形態に係る反射ミラーを有する放電ランプ装置の具体例である

【0017】

以下、本発明の実施形態について図面等を参照しながら説明する。ただし、本発明は多 くの異なる態様で実施することが可能であり、以下に例示する実施形態の記載内容に限定 して解釈されるものではない。 【0018】

なお、以下に説明する発明の内容については、同一部分又は同様な機能を有する部分に ついては同一の符号を異なる図面間で共通して用い、その場合において特段の事情がない 限り繰り返しの説明は省略する。

【0019】

図1は、本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の概要図である。

【0020】

図1を参照すると、本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置は、楕円体状の放電容器 11内に放電ガスを封入した放電ランプ10を備えており、一対のアンテナ導体12及び 13が設けられる。各アンテナ導体12及び13の先端は放電容器11内の空洞部分に突 出して設置され、他端は放電容器11の外部に突出して設置される。各アンテナ導体12 及び13は、放電容器内11で所定の間隔で保持される。

【0021】

ラーンチャ20は、導体金属製の内部円筒部材21と外部円筒部材22とが、所定の間隙を保持して同軸に嵌合された同軸導波管である。一方のアンテナ導体13は、ラーンチャ20の一端側の内部円筒部材21に嵌合され、接続される。ラーンチャ20の他端側は、マイクロ波伝送経路としての同軸ケーブル40を介して、マイクロ波発振源30に接続される。

[0022]

マイクロ波発振源30で発振されたマイクロ波は、同軸ケーブル40を介してラーンチ 20 ャ20の同軸導波路を伝搬し、アンテナ導体12及び13のギャップ部分に強いマイクロ 波電界を形成する。この電界によって、ギャップ部分にアーク状プラズマ柱が形成され、 高輝度発光が実現される。

【0023】

図2は、中央に放電ランプ10とラーンチャ20を設置した場合の、電界分布のシミュ レーションを示した図である。

【0024】

マイクロ波は発光現象に寄与するが、その一部は電磁波として外部へ放射される。図2 を参照すると、放電ランプ10が点灯した際にはモノポールアンテナと同じような電磁波 を放出すると考えられる。本発明の一実施形態によると、放電ランプ10はラーンチャ2 0の同軸方向に設置されている。従って放出される電磁波は軸方向に電界成分を持つ。 【0025】

30

40

図3は、本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の、電磁波遮断部50の斜視図である。

【0026】

図3を参照すると、電磁波遮断部50は、複数の軸方向の導電性部材51によって筒状 に形成され、放電ランプ10を包囲している。電磁波遮断部50の一端側は固定部53を 備え、放電ランプ10の周囲に固定される。図3では図示しないが、固定部53は接地さ れた反射ミラーに接続される。電磁波遮断部50の他端側は開放部55となり、補強部5 4を備えてもよい。

【0027】

電磁波遮断部50は、周方向の導電性部材52を備えても良い。後述するように、漏洩 電磁波の遮断効果及び放電ランプ10の光束増加効果は、主として軸方向の導電性部材5 1が寄与する。したがって、周方向の導電性部材52は、主として電磁波遮断部50の機 械的強度を保つための補強として用いられる。

【0028】

図3に示した電磁波遮断部50は円柱状に形成されているが、本件発明の実施形態はこれに限られず、角柱その他の柱状に形成してもよい。

【0029】

また、図3に示した軸方向の導電性部材51及び周方向の導電性部材52の幅は、同一 50

でなくてもよい。軸方向の導電性部材51と周方向の導電性部材52で幅が異なってもよい。また、図10に示すように、軸方向の導電性部材51の一部について幅が異なってもよい。

【 0 0 3 0 】

図4は、本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の、電磁波遮断部50の側面図である。

【0031】

図4を参照すると、電磁波遮断部50の放電ランプ10を含む部分は、同軸管構造Aと なる。このとき、放電ランプ10から放射される電界は、電磁波遮断部50の軸方向であ るため、軸方向の導電性部材51が電磁波の遮蔽効果に寄与する。

【0032】

これに対して、周方向の導電性部材52は、放電ランプ10から放射される電界ベクト ルと直交するため、遮蔽効果には寄与しない。したがって、周方向の導電性部材52は、 電磁波遮断部50の機械的強度を保つために設置すればよいので、従来技術で使用されて いる電磁波遮断部と比較して、少ない本数で構成することが可能となる。これは、電磁波 遮断効果を有しながら、電磁波遮断部の開口率を向上させることを意味するので、従来技 術における放電ランプ装置よりも、光の放射量を増加させることが可能となる。

【0033】

電磁波遮断部50の放電ランプ10を含まない部分は、円形導波管構造Bとみなすことができる。ここで、円形導波管の優勢なモードであるTE11波のカットオフ周波数 c 20 と、円形導波管の直径 との間に、

【0034】

【数1】

 $\lambda_{\rm C} = 1.705 \Phi$

の関係が成立する。したがって、放電ランプ10に供給されるマイクロ波の波長を とした場合に、

【0035】

【数2】

 $\lambda c < \lambda$

の関係を満たす場合には、漏洩電磁波はエバネッセントモード(減衰モード)となり、電磁波遮断部50の外部への放射することができなくなる。エバネッセントモードの場合には、電磁波遮断部50の開放部55の端面には、電磁波が到着しないので、導電性部材等を設置する必要がなく、開放した形状をとることができる。

【0036】

ー例として、マイクロ波の周波数を2.45GHzとした場合には、マイクロ波の波長は約122mmとなるので、電磁波遮断部50の直径を約71.55mm以下に設定すると、エバネッセントモードを実現することが可能となる。

【0037】

40

50

30

10

一方、電磁波遮断部50の円形導波管構造Bの長さは減衰量に比例するため、マイクロ 波の波長の4分の1以上が望ましい。

【0038】

< 放電ランプの光束が増加する効果について >

本発明の特筆すべき点は、本発明の実施形態に係る電磁波遮断部50で放電ランプ10 を囲むことによって、電磁波遮断部50を設置しなかった場合よりも、放電ランプ10の 光束を増加させることである。

【0039】

図 5 は、放電ランプ10の放射光強度と、電磁波遮断部 50の有無及び直径との関係を 示したグラフである。図 5 の縦軸は、放電ランプ10の放射光強度(光束 [1m])を表

(6)

し、横軸は電磁波遮断部50の直径[mm]を表している。ただし、横軸の縦軸との直行 部分は、電磁波遮断部50を設置しなかった場合を表している。また、マイクロ波の周波 数は2.45GHz(一定)、電磁波遮断部は直径0.2mmの銅線で構成し、電磁波遮 断部の長さを90mm、周方向に隣り合う銅線の中心から中心までの間隔を2mmとした 。放射光強度の測定は、放電ランプと測定装置との間に銅線が入り影とならないように行 った。

[0040]

【0041】 < 実施例 >

図5によれば、電磁波遮断部50を設置しなかったときは、光束が約3100[1m] であった。これに対して、電磁波遮断部50を設置したときは、光束が約4500[1m]から4900[1m]を推移しており、電磁波遮断部50を設置しなかったときと比べ て、光束が約1.5倍増加したことが認められる。この効果は、放電ランプ10の放電形 成に消費されなかったマイクロ波が電磁波遮断部50の内部に閉じ込められ、再度放電形 成に寄与するためと推測される。

本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置の、電磁波遮断部の具体例を図11に示す。 図11に示す電磁波遮断部は、全長70mm、直径22mm、図面下側の固定部と、上側 に補強部を備え、周方向の導電性部材は2本備える。固定部と下側の導電性部材間、2本 の導電性部材間、上側の導電性部材と補強部間の間隔は、それぞれ20mmである。導電 性部材の厚さは0.3mmであり、軸方向の導電性部材の間隔は2mmである。図面の奥 10

20

40

ランプ設置部分を取り除く事もできる。

[0042]

また、本発明の一実施形態に係る放電ランプ装置は、図12に示すように、放電ランプ 10を包囲する電磁波遮断部50が、反射ミラー60の内部に設置された構造を有しても よい。

行方向には幅の広い部分を設けている。これは平面状に製作した電磁波遮蔽部を円筒状に 形成するための溶接部分である。この幅の広い部分は光の放射を妨げるため、下側の放電

【0043】

<シミュレーション1>

以下、本件発明に関して実施した各シミュレーション結果を示す。シミュレーション1 30 は、電磁波遮断部50の構造と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シ ミュレータHFSSを用いて計算したものである。放電ランプの周りに金属メッシュシリ ンダを被せる従来の電磁波漏洩手段と、本発明の実施形態に係る電磁波遮断部において、 主に周方向の導電性部材の本数を変化させたパターンとを、比較検討した。

[0044]

HFSSの計算手順は、1.空間に設定したモノポールが2.45GHzで最大放射と なるアンテナ長さを計算し、2.アンテナ周りに金属メッシュを設定し、空間の電界ベク トルの時間平均分布を計算した。なお、計算にあたっては、3次元金属線は線幅の長方形 (長手方向)とリボン(周方向)の2次元要素に完全導体境界条件を設定した。計算繰り 返し数は4回行い、計算要素数は6万~30万個となった。

【0045】

従来の電磁波漏洩手段としては、金属線幅0.2 mm、周方向の金属線の間隔1.53 mm、軸方向の金属線の間隔1.59 mm、シリンダ径22 mm、シリンダ長98.4 m mの、金属メッシュシリンダを設定した。ただし、金属メッシュシリンダの上端は開放し た形状としている。上記各設定値で実際に銅線メッシュシリンダを作成し、放電ランプに 取り付け、簡易電磁漏洩検知器で測定したところ、対象から約5 c mの距離で1 mW / c m²以下であった。よって、上記設定値を有する金属メッシュシリンダ(以下、「Ful 1 Mesh」とする。)をシミュレーション1の基準とすることにした。

[0046]

図6aは、Fu11Meshのシミュレーション結果を表した図であり、電界強度0~ 50

10V/mを19色分布で表している(図6(e)参照)。シリンダ周囲の領域611及 びシリンダ上部の領域612は9~10V/mを示し、シリンダ内部の上側の領域613 は0~2V/mを示し、その他領域614は3~6V/mを示している。 【0047】

図6 b は、周方向の金属線の間隔を3.84mm(20度ごとに18本に相当)、軸方向の金属線の間隔を10mmとし、他はFullMeshと同じ条件に設定した場合(以下、「TrialMesh1」とする。)の、シミュレーション結果である。シリンダ内部の上側の領域621は0~7V/mを示し、他の領域622は10V/mを示している。したがって、TrialMesh1では、シリンダ上部で電磁漏洩抑制効果が認められるものの、FullMeshと比較して漏洩が若干大きいといえる。 【0048】

図6 c は、周方向の金属線の間隔を2.3 mm(12度ごとに30本に相当)、軸方向 の金属線の間隔を10mmとし、他はFullMeshと同じ条件に設定した場合(以下 、「TrialMesh2」とする。)の、シミュレーション結果である。シリンダ周囲 の領域631及びシリンダ上部の領域632は9~10V/mを示し、シリンダ内部の上 側の領域633は0~2V/mを示し、その他領域634は3~6V/mを示している。 図6aと図6cを比較すると、TrialMesh2は、FullMeshと同様の電磁 遮蔽特性を示しているといえる。しかし、電界強度が9~10V/mの領域611及び6 12と、領域631及び632を比較すると、後者のほうがその領域が広いので、Tri alMesh2の電磁遮蔽特性は、FullMeshよりもやや劣るといえる。 【0049】

図6dは、周方向の金属線の間隔を1.92mm(10度ごとに36本に相当)、軸方向の金属線の間隔を10mmとし、他はFullMeshと同じ条件に設定した場合(以下、「TrialMesh3」とする。)の、シミュレーション結果である。シリンダ周囲の領域641及びシリンダ上部の領域642は9~10V/mを示し、シリンダ内部の上側の領域643は0~2V/mを示し、その他領域644は3~6V/mを示している。図6aと図6dを比較すると、電磁波漏洩の分布が両者でほぼ同じであり、TrialMesh3はFullMeshと同等の電磁遮蔽特性を有することが確認できた。 【0050】

< シミュレーション 2 >

シミュレーション2は、電磁波遮断部50の長さと、電磁遮蔽特性との関係について、 シミュレーション1と同様に電磁界シミュレータHFSSを用いて計算したものである。 【0051】

図7 a は、シリンダ長を70.2 m m とし、他は上記 T r i a 1 M e s h 3 と同じ条件 に設定した場合(以下、「T r i a 1 M e s h 4」とする。)の、シミュレーション結果 である。シリンダ周囲の領域711及びシリンダ上部の領域712は9~10V/mを示 し、シリンダ内部の上側の領域713は0~2V/mを示し、その他領域714は3~6 V/mを示している。シリンダ内部の上側の領域713は、シリンダ底面から約60mm の位置にあたる。この領域713で急速に電磁界が減衰しているのは、アンテナ長さ分(約30mm)から先の構造がカットオフ導波管として動作し、電波が30mm進むうちに エバネッセント減衰が起こるためである。

【0052】

図7 b は、シリンダ長を60.2 m m とし、他は上記 T r i a l M e s h 3 と同じ条件 に設定した場合(以下、「T r i a l M e s h 5」とする。)の、シミュレーション結果 である。シリンダ内部及び周辺の領域721は9~10V/mを示し、他の領域724は 0~8V/mを示している。T r i a l M e s h 5 と T r i a l M e s h 4 を比較すると 、遮蔽特性に大きな違いは見られず、シリンダ長を60.2 m m としてもF u l l M e s h と同様の電磁遮蔽特性を有していることがわかる。

【0053】

シミュレーション 2 におけるマイクロ波の周波数は 2 . 4 5 G H z であり、波長は約 1 50

20

22mmとなる。そして、図7bで示されたように、シリンダ長がマイクロ波の波長の約2分の1である60.2mmの場合でも、FullMeshと同様の電磁遮蔽特性を有していることが確認できた。よって、シミュレーション2より、電磁波遮断部50の長さが、少なくとも波長の2分の1以上あるときは、マイクロ波漏洩を抑制する効果があることが示されており、このことは電磁波遮断部50の長さから4分の1波長のモノポールアンテナの長さを除いた電磁波遮断部50の円形導波管構造Bの長さが、少なくとも波長の4分の1以上あるときは、マイクロ波漏洩を抑制する効果があることを示している。

(9)

【0054】

<シミュレーション3>

シミュレーション3は、電磁波遮断部50を構成する導電性部材51の線幅、本数およ ¹⁰ び直径と、電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを 用いて計算したものである。

【0055】

図8 a は、シミュレーション3の計算で使用したモデル図である。計算周波数を2.4 5 G H z、原点からZ 軸方向に4分の1波長のモノポールアンテナ811を立て、周囲に 完全導体の円柱状の台812と、台812の外周に線813を配置し、導波管814でモ ノポールアンテナ811からの電波を受信する設定とした。導波管814の開口は140 ×90mm、モノポールアンテナ811から導波管814の距離を85mm、アンテナパ ターン計算等で必要となる電磁界分布を求める境界(放射境界)815の直径を200m m、長さ160mmとした。以上の条件のもと、台812の直径 、線813の数N、お よび、線813の線幅<u>(メッシュ幅)</u>Wを変化させ、その特性を計算した。

【 0 0 5 6 】

図8 b ないし図8 e は、それぞれ台812の直径 を18mm、22mm、30mm、 40mmに設定した場合のシミュレーション結果である。いずれも、横軸は線813の線 幅(メッシュ幅)Wとし、Wを0.1mmから3.0mmまで、0.1mmごとに変化さ せた。縦軸は、遮蔽特性[dB]を表しており、遮蔽特性は、電磁波遮断部が存在しない 時の導波管受信能力から、電磁波遮断部が存在する時の導波管受信能力を引いたものであ り、数値が大きいほど遮蔽特性が良好であることを示している。線813の数Nは、6本 、18本及び36本の場合について計算した。

【0057】

図8 b ないし図8 e を参照すると、いずれの場合においても、線813の数Nが36本、18本、6本の順に遮蔽特性の数値が高いことから、線813の数Nが多いほど遮蔽特性が良好になることがわかる。また、線813の線幅<u>(メッシュ幅)</u>Wが増加するに従い、遮蔽特性も増加していることから、線813の線幅<u>(メッシュ幅)</u>Wが大きいほど、遮蔽特性が良好になることがわかる。さらに、線813の数Nと線813の線幅<u>(メッシュ</u>幅)Wが同じ場合、台812の直径 が18mm、22mm、30mm、40mmの順に 遮蔽特性の数値が高いことから、台812の直径 が小さいほど、遮蔽特性が良好になる

[0058]

台812の直径、線813の数N、および、線813の線幅<u>(メッシュ幅)</u>Wの値は⁴⁰ 、いずれも電磁波遮断部の開口率を決定するパラメタである。したがって上述のシミュレ ーション3によると、開口率が小さいほど遮蔽特性が良好になることを示している。ただ し、開口率を小さくすると、光束が小さくなる関係があるので、本発明を実施するにあた っては、所望の遮蔽特性と光束の範囲で、台812の直径、線813の数N、および、 線813の線幅(メッシュ幅)Wの値を設定する必要がある。

【0059】

例えば、上述したように、シミュレーション1のTrialMesh2(図6c参照)
 は、FullMeshと同等の電磁遮蔽特性を示した。TrialMesh2における設定値から開口率を計算すると、約91%であった。なお、TrialMesh2よりも電磁遮蔽特性が良好なTrialMesh3(図6d参照)の開口率は、約79%であった。

20

。したがって、開口率を91%以上にすると、一定程度の電磁遮蔽特性を有する電磁波遮 断部を実現可能であることが示された。

【 0 0 6 0 】

<シミュレーション4>

シミュレーション4は、電磁波遮断部を構成する導電性部材の導電率及び比透磁率と、 電磁波漏洩との関係について、ANSYS社の電磁界シミュレータHFSSを用いて計算 したものである。

[0061]

シミュレーション4では、導電性部材51の材質を完全導体、銀、アルミ及び鉄の各材 質について、台812の直径 を22mm、線813の数Nを36本、線813の線幅W を0.2mmとし、周波数を2GHzから3GHzまで変化させ、その他の諸条件をシミ ュレーション3と同様に設定し、遮蔽特性を測定した。シミュレーション4で設定した完 全導体、銀、アルミ及び鉄の、導電率[S/m]と比透磁率[µ/µo]は、図9bの通 りである。

[0062]

図9aを参照すると、完全導体(実線)、銀(長破線)及びアルミ(点線)は、シミュ レーションした全ての周波数において、遮蔽特性が約34dBから約40dBを示してい る。同一周波数で完全導体、銀及びアルミの遮蔽特性を比較すると、この順で特性が良好 であることが認められるが、差は約1dB程度以内であり、ほぼ同等の遮蔽特性を有して いる。一方、鉄(破線)については、遮蔽特性が約15dBから約20dBで推移してお り、完全導体、銀及びアルミと比較して遮蔽特性が劣る。

20

10

【 0 0 6 3 】

図9bを参照すると、完全導体、銀及びアルミの比透磁率が0.99998~1.00 002であるのに対し、鉄の比透磁率が4000であることから、上記シミュレーション 結果の差異は、比透磁率の差に起因するものと考えられる。したがって、本発明の実施形 態における導電性部材は、比透磁率が低いほど望ましく、比透磁率が1.1以下であれば 十分な性能が得られると考えられる。

[0064]

<シミュレーション5>

シミュレーション 5 は、本発明の一実施形態における電磁波遮断部の光反射率と、電磁 30 波遮断部から外に放出される光の強さとの関係を計算したものである。

【 0 0 6 5 】

シミュレーション 5 で計算の対象とした電磁波遮断部の概要を、図10 a に示した。電磁波遮断部の各構成要素については、電磁波遮断部の全長を70mm、固定部に相当する 台部分の長さを10mm、導電性部材の厚さを0.3mm、導電性部材の間隔を2mm、 導電性部材の一部の幅を0.2mmと設定した。なお、数値解析には(株)ベストメディ ア「照明シミュレータ」CAD Ver1.1を使用した。

[0066]

図10bは、シミュレーション5で設定した光源920を示したものである。アンテナ 921及び922は、それぞれ10mmとし、アンテナ921及び922間の光源923 ⁴⁰ は、長さ5mm、幅1mmとした。

【0067】

図10cは、シミュレーション5の結果を示した表である。これを見ると、電磁波遮断 部の光反射率を0%とした場合には、光源の68%が放出された。これに対し、電磁波遮 断部の光反射率を70%、90%、100%とした場合には、それぞれ光源の84.5% 、90%、92.9%が放出された。したがって、本発明の実施形態における電磁波遮断 部は、鏡面状に形成する等して、光反射率を向上させた部材を用いることが望ましい。 【符号の説明】

[0068]

10 放電ランプ

11 放電容器

- 12、13 アンテナ導体
- 20 ラーンチャ
- 2.1 内部円筒部材
- 2.2 外部円筒部材
- 30 マイクロ波発振源
- 4.0 同軸ケーブル
- 50 電磁波遮断部
- 51 軸方向の導電性部材
- 52 周方向の導電性部材
- 60 反射ミラー

【図1】



【図2】









【図5】



【図 6 a】



【図6b】



【図6 c】







【図 6 e】 E field [V/m]



【図 7 a 】















(15)





【図 9 b】





材質	導電率[×10 ⁷ S/m]	比透磁率 µ / µ 0
完全導体	8	1
鋃	6.17	0.99998
アルミ	3.63	1.00002
篍	1.03	4000



【図10b】



電磁波遮断部の光反射率	100%	90%	70%	0%
放出される光の割合	92.9%	90.0%	84.5%	68.0 %





【図12】



フロントページの続き

- (72)発明者 神藤 正士 静岡県浜松市西区大人見町12-30 株式会社プラズマアプリケーションズ内
- (72)発明者 ヤン フサリク
 静岡県浜松市西区大人見町12-30 株式会社プラズマアプリケーションズ内
 (72)発明者 マーティン クラル
 - 静岡県浜松市西区大人見町12-30 株式会社プラズマアプリケーションズ内

審査官右 高 孝幸

(56)参考文献 特開平11-135285(JP,A) 特開2003-022786(JP,A) 特開2009-181735(JP,A) 特許第4714868(JP,B2)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H 0 1 J 6 5 / 0 4 F 2 1 S 2 / 0 0 H 0 5 K 9 / 0 0 F 2 1 Y 1 0 1 / 0 0